

# 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新発田市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、新発田市内の中小企業に勤務する勤労者及びその事業主並びに新発田市に居住し、新発田市外の中小企業に勤務する勤労者（以下「中小企業勤労者」という。）のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の活性化に、寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者の生活の安定及び財産形成に関する事業
- (2) 中小企業勤労者の健康の維持増進に関する事業
- (3) 中小企業勤労者の自己啓発に関する事業
- (4) 中小企業勤労者の余暇活動に関する事業
- (5) 中小企業勤労者の慶弔金給付に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって評議員会で決議した財産をもって構成する。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の維持管理及び運用)

第6条 この法人の財産の維持管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(特別の利益供与の禁止)

第7条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者並びにこの法人の役員等及び評議員又はこれらの親族等に対し、金銭の貸付け、資産の譲渡、役員を選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることが

できない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロまたはハに掲げる者以外のものであって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の摘要を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- 第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第 15 条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員についてはその職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については評議員会の決議により別に定める。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

- 第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等支給の基準
  - (3) 評議員に対する報酬等支給の基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分または除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第 18 条 評議員は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。
- 2 定時評議員会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。
  - 3 臨時評議員会は次のいずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と判断したとき。
    - (2) 評議員から理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があったとき。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 項による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を評議員会の日として評議員会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(定足数、決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 22 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 23 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は、電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事

項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、会議において選任された議事録署名人 2 名が署名押印する。

## 第 6 章 役員

(役員の設定)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 7 名以内

(2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号で定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数が、理事総数(現在数)3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告することができる。
- 5 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。

#### (役員任期)

- 第 29 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
  - 3 役員は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第 30 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

- 第 31 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は、支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については評議員会の決議により別に定める。
  - 3 前 2 項の役員報酬については、評議員会の決議により別に定める。

#### (役員責任免除)

- 第 32 条 この法人は、役員一般法人法第 198 条において準用する同法 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から同法 113 条第 1 項第 2 号に掲げる最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第 7 章 理事会

#### (構成)

- 第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 34 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第 35 条 理事会は定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。
  - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき。
    - (2) 理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
    - (3) 第 28 条第 5 項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき。

(招集)

- 第 36 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
  - 3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。
  - 4 理事会を招集する者は、理事会の日の 5 日前までに役員に対してその通知をしなければならない。

(議長)

- 第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故あるときは、他の理事があたる。

(定足数、決議)

- 第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第 39 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

- 第 40 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。



- 2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した理事及び監事は、これに署名し又は記名押印しなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときは除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、事務局長には常務理事が当たる。
- 3 所要の職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長は理事会の承認を経て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別

に定める。

## 第 11 章 補則

(掛金負担者)

- 第 48 条 この法人は、第 4 条第 1 号から第 6 号に規定する事業を実施するうえで事業掛金負担者（以下「掛金負担者」という。）を置くことができる。
- 2 掛金負担者は、掛金を払わなければならない。
  - 3 掛金負担者は、第 4 条第 1 号から第 4 号に係る事業に関し利用補助を得ることができる。
  - 4 掛金負担者の対象、掛金の額、掛金の支払い方法及び掛金の使途等については、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、市島罔子とし、副理事長は、廣岡信行とする。

附 則

- 1 この定款は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。